平成２２年（フ）第２２２号
沖縄県浦添市宮城３丁目13番18―302号　グリーン・キャッスル
債務者　古堅　宗医
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　雄士
4　破産債権の届出期間　平成22年８月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月16日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１０５１号
京都市伏見区納所町556番地２　グローバル淀402号、住民票上の住所京都市伏見区三栖町３丁目823番地　栖龍荘216号
債務者　夏目　良一
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮川　孝広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月10日午後４時
5　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３２２号
和歌山市毛見176番地　さちビル17号
債務者　田中工務店こと　田中　英樹
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡　　正人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月13日午後１時55分
5　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５７８号
兵庫県西宮市東山台１丁目７番地104号棟306号
債務者　清水　隆雄
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須藤　隆二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月９日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２２年（フ）第２２０号
香川県高松市香川町川東下1331番地２
債務者　有限会社フジアド
代表者代表取締役　唐渡　詳正
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第９３号
岩手県一関市滝沢字小倉沢90番地
債務者　小野寺文廣
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第２６７号
北海道北斗市追分３丁目１番20号　２Ｆ
債務者　木元さやか（旧姓中嶋）
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２８０号
北海道寿都郡寿都町字新栄町188番地１
債務者　濱野　美幸
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２８３号
北海道北斗市谷好３丁目13番26号
債務者　長谷川倶子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２８８号
函館市柏木町７番16号
債務者　長谷川章子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２８９号
函館市富岡町１丁目12番３号
債務者　皆川　美樹
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２９０号
函館市弥生町16番４号
債務者　佐藤　善彦
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２９５号
北海道亀田郡七飯町大中山２丁目３番25号
債務者　高木　貴志
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１１６号
群馬県太田市飯田町1378番地　最上ハイツ太田601号
債務者　佐藤　広明
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１８９号
奈良県大和高田市大字築山86番地の５　404号室
債務者　児島　宏美（旧姓平野）
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２２２号
奈良県磯城郡田原本町大字平野69番地
債務者　松井　良則
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係